

委員長 傍聴の報告をいたします。

本日の教育委員会会議に多くの方から傍聴したい旨の申し出がございます。

つきましては傍聴席数である22名の方について入場を許可いたします。その他の方は恐縮ではありますが、傍聴席満席のため、松戸市教育委員会傍聴人規則第5条により入場を制限させていただきますことをご了承願います。

それでは、よろしく願いいたします。

開 会

委員長 ただいまより平成16年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日は、連日続いております猛暑の中をご出席いただきありがとうございます。

また、多数の傍聴人の方々がお見えになっておりますが、会議が円滑に進みますよう、特段のご協力をお願いいたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員をお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従い、議事を進めます。

本日の議題は議案6件となっております。

議案第39号

委員長 初めに、議案第39号「平成16年度9月教育費補正予算について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

企画管理室長 企画管理室長でございます。

議案第39号「平成16年度9月教育費補正予算について」、平成16年度9月教育費補正予算について、別紙のとおり松戸市議会9月定例会に提出するよう、市長に申し出るものとする。

平成16年 8 月 5 日提出。

松戸市教育委員会、教育長、齋藤功。

次のページ、2 ページ目をごらんいただきたいと思います。

平成16年度 9 月補正歳出予算、教育費集計表によってご説明をさせていただきたいと思
います。

まず歳出でございます。

教育総務費、教育研究指導といたしまして35万の補正をお願いするものでございます。

説明欄記載のとおり、「子どもと親の相談員」活用調査研究事業でございます。

次に社会教育費、青少年指導費としまして補正額37万3,000円でございます。加えまして
903万9,000円という形になります。

博物館及び美術館費でございますけれども、補正額779万9,000円、これは日暮修一企画展
準備経費、それから剣持勇企画展経費を計上するものでございます。

次に保健体育費でございます。保健体育総務費 4 万5,000円を学童災害共済基金積立金と
して計上させていただくものでございます。

合計しますと、補正額が856万7,000円となるところでございます。

次の2 ページでございます。歳入でございます。

使用料及び手数料といたしまして、減額補正でございますが18万6,000円、これは樋野口
分館使用料減額に伴うものでございます。

それから委託金でございます。教育費の委託金といたしまして35万円、「子どもと親の相
談員」活用調査研究事業委託金が歳入として入っています。

雑入としましては、平成16年度地域の芸術文化環境づくり支援事業助成及び平成16年度地
域の芸術文化振興基金助成という形で650万を補正するものでございます。

合計しまして、補正額666万4,000円でございます。

3 ページ以降につきましては、それぞれ歳入歳出項目ごとに記載させていただいておりま
す。

詳細なご質問につきましては、担当の方からご説明させていただきます。

以上でございます。

委員長 以上の補正についてご質問ございませんか。項目の内容など、何か不明な点がありま
したら。

瀧田委員 幾つかちょっとわからないところがございますので、教えていただきたいと思います

す。まず、子どもと親の相談員について、委嘱の状態とか、それから何名とか、執務の場所など、具体的に教えていただきたいのですが。

それからもう一つ、地域芸術文化環境づくり支援事業というのがございますね、これも650万ですか、具体的にこの特別な地域芸術を対象にしているのか、または全体にそういうことに対してお使いいただくことなのか、ちょっと事業の内容をご説明していただきたいと思います。

教育研究所長 研究所長です。

子どもと親の相談員事業についてご説明いたします。

この事業については、千葉県の教育委員会から委託されたものでして、国からの決定が年度途中のため補正にかかることになりました。

このねらいは、豊かな心の育成と児童・生徒の問題行動等への適切な対応になっております。県下で22校、千葉、船橋、市原、佐原、東金、東葛地区では、あと松戸のほかに鎌ヶ谷市が入っております。人数ですけれども1名です。10月から牧野原小学校に入れることになっております。

以上でございます。

瀧田委員 ありがとうございます。

社会教育課長 社会教育課長です。

歳入の地域の芸術文化環境づくり支援事業助成、それから地域の芸術文化振興基金助成についてご説明いたします。

上段の環境づくり支援事業助成につきましては、これは財団法人地域創造の助成金であります。それから下段の助成につきましては、独立行政法人芸術文化振興会の助成金になります。この2つは、いずれにつきましてもジャパニーズ・モダン展 剣持勇とその世界と言う、来春、展示会を予定しております、その展示会に対する助成金であります。その展示会はデザイナーであります剣持勇の生涯にわたる作品を取り上げまして、秋田市を初め、秋田市立美術館、それから京都国立近代美術館、それから丸亀市猪熊弦一郎現代美術館、最後に17年1月22日から2月20日まで、松戸市立博物館におきまして、以上4館で巡回して行われる展示会でございます。この展示会に対して合わせて650万円の助成金をつけたものであります。

瀧田委員 ありがとうございました。

美術館と書いてあるのは、博物館というふうに解釈してよろしいでしょうか。博物館及び

美術館費というふうに書いてありますけれども……

社会教育課長 予算科目の方、款項目の目の名称が博物館及び美術館となっております。

瀧田委員 目の名称だけですか。ありがとうございました。

委員長 そのほかにございせんか。

關委員 関連していいですか。

委員長 どうぞ。

關委員 今、そのご説明は8ページですね、資料7ページもそれに関連すると見ていいんですか。

社会教育課長 ご説明いたします。

7ページにつきましては展示会でありまして、これは松戸市出身の日暮修一さんという、これはビッグコミックという雑誌の表紙の挿絵なんかを書いているイラストレーターの方で、松戸市松戸の出身の方です。この方の生涯にわたる回顧展を平成18年度に実施を予定しております。そのための16年度、今回の補正要求につきましては、その方の作品の目録を作成するために調査員を雇用する賃金、それから、日暮さんの作品が自宅あるいはそのほか点在しておりますので、これを美術品収蔵庫に輸送するための費用、この費用を合わせて129万9,000円、要求させていただいたものであります。

それから8ページにつきましては、これは先ほど申し上げましたジャパニーズ・モダン展 剣持勇とその世界 という展示会の費用であります。これにつきましては、展示会に合わせまして、まちの景観から見たデザインについてというシンポジウムを予定しております。このシンポジウムのパネラー、あるいはギャラリートークの講師の方の講師謝礼、これが50万でございます。それから巡回展負担金とありますが、これは先ほど申し上げましたように、4つの館で巡回して行います。それで、これをまとめて共通経費等はまとめて費用を支出するというので、美術館連絡協議会が各主催者から負担金を徴収しまして、それで展覧会の開催経費に充てると、そういうシステムをとっています。こういうシステムをとることによって単独で開催する場合の4割から5割、経費が節減できると聞いております。

以上です。

委員長 そのほかにございせんか。

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは議案第39号を採決をいたします。

議案第39号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

議案第40号

委員長 次に、議案第40号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明ください。

社会教育課長 議案第40号「松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、松戸市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由といたしましては、市民サービスの向上を図るためであります。

次のページをごらんください。

松戸市民劇場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「6カ月前」を「6カ月前の日の属する月の5日」に改め、「3カ月前」を「3カ月前の日の属する月の5日」に改める。この5日が休場日に当たる場合は、その日後において最も近い日とするということで括弧書きをさせていただいております。

次のページに、新旧対照表があります。

改正する理由は市民サービスの向上であります。詳しく申し上げますと、現行では市民劇場のホール及び会議室の予約につきましては、使用する日の6カ月前、ただし会議室のみを使用する場合は3カ月前から予約申請ができるということでございます。このシステムにつきまして、例えば演奏会等イベントなどの場合、2日間続けてしようする場合があります。それから同じ月に何日か使用する場合があります。こういった場合、その都度、日を改めて予約申請をしなければならない、こういう現実がありまして、これについて一度で済むようにならないかという多くの要望を受けておりました。そのため今回改正をお願いするものでございます。

これによりまして、毎月5日にホールの場合につきましては6カ月後の月に属するすべての日について予約申請することができます。ただし会議室につきましては、3カ月後の月に属するすべての日となります。

以上が改正理由であります。よろしく願いいたします。

委員長 わかりました。例えば1週間継続的に予約したいといったような場合に、どういうふうな予約方法をとるんですか。

社会教育課長 現在ですと、例えば6カ月前ですから、12月1日から改正をお願いするんですが、12月1日から6カ月後の6月の予約が可能でございます。1週間1日から7日まで予約をしたい場合は、今の方式ですと7日間通ってこなきゃならないんですけども、改正後は5日に一度来れば、7日間の予約が可能となるということであります。

委員長 これは市民劇場だけですか。

社会教育課長 今回は市民会館もあわせて、このような改正になっております。

委員長 森のホールは違うんですか。

社会教育課長 森のホールは既にこういう方式でやっております。

委員長 以上のようなようですが、何かご質問ございませんか。

瀧田委員 原則的に休場日というのは何曜日か決まっていたんですか、例えば月曜日とか。

社会教育課長 月曜日が休館日です。

瀧田委員 月曜日ですね、毎週、わかりました。

委員長 この問題について、質疑、討論、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これより議案第40号を採決をいたします。

議案第40号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

議案第41号

委員長 次に、議案第41号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

保健体育課専門監 保健体育課専門監でございます。よろしく申し上げます。

議案第41号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ということでございます。

このことにつきましては、当該条例の一部を改正する条例を別紙のように定める提案を市長あていたすものでございます。

その理由でございますが、国家公務員の給与改定などを勘案いたしました公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正、このことに準じまして同様の趣旨に基づき介護補償額を引き下げるというものでございます。

改正の内容についてでございますが、次ページ以降にお示ししたとおりでございます。

改正部分は、第9条の2第2項に規定されます第1号から第4号の金額を、それぞれ表記のとおり改めたいということでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 これはいわゆる公務災害の中身ですね。それでこれは現行と改正案の対照表がありますが、簡単にその辺の説明をお願いします。

保健体育課専門監 ただいまの資料の次ページ、3枚目になりますが、現行と改正案が示されておりますが、それぞれの金額が引き下げをされております。1号、2号、3号、4号とございます。その理由は国家公務員の給与改定、人事院勧告がございまして、これによりまして、ここ2年間ぐらいでしょうか、平成12年度、14年度とあわせまして引き下げを実施しております。平均いたしますと約3%程度引き下げ、その結果を受けまして、こちらに示してございます金額、これも同程度引き下げを実施したということでございます。

以上でございます。

委員長 これについては、各当該団体が了承しているものと思われるので問題ないと思いません。

中身についてよろしいですか。何か疑問点がございましたら。

(「ありません」の声あり)

委員長 それでは、議案第41号を採決してよろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

委員長 議案第41号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第41号、原案どおり決定をいたしました。

議案第42号

委員長 次に、議案第42号「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校

薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

どうぞ、ご説明をお願いします。

保健体育課専門監 続きます、議案第42号でございます。こちらの方も先ほどの41号と同様の流れの中で改正するものでございますが、「松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。

このことにつきましての理由でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令に基づき定められております長期療養者の休業補償及び年金たる補償にかかわる補償基礎額、これの最低限度額及び最高限度額が改定されたことに準じまして、同限度額の改定をいたすということでございます。

改定内容につきましては、次ページ、及び次のページに新旧対照表が示されてございます。ごらんいただければと思います。学校の校医ですね、改定いたしたいということでございます。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

委員長 これも前の議案と同じように、改定額の提示でございます。私もこの中にいたことがあるんですけども、こういう事例というのは余りなかったと記憶していますが。

保健体育課専門監 今までほとんど事例はないとのことでございまして、他市では過去1件ほどあったというふうに聞いていますが、かなり古い話でございます。したがって、ほとんど事例はございません。

委員長 そういう状況の中での改定でございます。

何かご質問があれば、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第42号について採決をいたします。

議案第42号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第42号は、原案どおり決定いたしました。

議案第43号

委員長 これから提示いたします議案第43号、44号、関連の議案ですが、非常に重要な議案でございます。

続いて、議案第43号「松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

どうぞ、ご説明ください。

学務課長 議案第43号「松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める提案をするよう市長に申し入れるものとする。

平成16年8月5日提出。

提案理由、松戸市立根木内東小学校を松戸市立根木内小学校に、松戸市立新松戸北小学校を松戸市立新松戸西小学校、松戸市立古ヶ崎南小学校を松戸市立古ヶ崎小学校に統廃合することにより、市立小学校の適正規模および適正配置を確保するため。

次を開いていただきたいと思います。

次の用紙は、このような内容で市長さんに、松戸市議会へ出していただきたいと考える議案でございます。

朗読させていただきます。

松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

提案理由、松戸市立根木内東小学校を松戸市立根木内小学校に、松戸市立新松戸北小学校を松戸市立新松戸西小学校に、松戸市立古ヶ崎南小学校を松戸市立古ヶ崎小学校に統廃合することにより、市立小学校の適正規模及び適正配置を確保するため。

続いてお聞きください。

松戸市立小学校設置条例の一部を改正する条例。

松戸市立小学校設置条例（昭和39年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中松戸市立根木内東小学校、松戸市立新松戸北小学校及び松戸市立古ヶ崎南小学校の項を削る。

附則、この条例は平成17年4月1日から施行する。

続きまして、参考資料として現行の設置条例の学校一覧が載っておりますが、47校ありますので、一部略させていただきます。この中に、左側にアンダーラインの引いてある学校名、それから位置の住所、それを削除する改正案が右側のようにしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

企画管理室長 ただいま議案第43号、学務課長の方からご提案させていただきましたので、私の方から現在までの該当学校の保護者等に対します説明会の経過等を含め、ご説明をさせていただきますと思います。

昨年の10月15日におけます教育委員会会議を経まして、議会へのご説明、また該当校の保護者の方々への全体説明会を各学校3回から6回実施いたしました。その中で、おのおのの質問に対します答弁が総論的で理解に非常に苦しむといったようなお話もございました。これを受けまして、ことしに入りまして各校で代表制が担保された協議会的な組織を立ち上げていただき、その方々と私ども教育委員会との間でお話し合いをすることによりまして、それぞれの立場に立った議論がより深まるのではなかろうかとの考えから、時期のずれこそは若干ございましたけれども、多い学校では、この協議会につきまして事前の打ち合わせを含めまして9回程度、また、私どもが参加せず、独自の勉強会を実施していただいた学校では、週に1回程度の割合で実施したとも聞き及んでいるところでございます。

さらに、教育委員会といたしましては、地域の方々、また新しく1年生に入ります幼稚園等に対しましても、約20団体程度の方々へご説明をさせていただいたところでございます。

都合全部を通しますと、私ども出向きました回数は、延べ100回程度になるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

その結果、本年7月27日には、根木内小と根木内東小の来年度4月統廃合に向けた準備事務局が、学校、保護者のご理解によりまして立ち上がり、第2回の会議が8月中旬までには開催される予定となっているところでございます。この学校につきましては、受け入れられる学校が子どもたちの将来を思い、積極的な協議に入り設置されましたことに対しまして、学校関係者、保護者の方々に感謝する次第でございます。

そのほかの学校につきましても、受け入れる学校だとか、あるいは受け入れられるというような視点ではなく、子どもたちがより以上の教育環境のもと、学校生活を送れるようにとの思いから、受け入れる側の学校といたしまして、少なくとも絶対に反対というような言葉ではなく、早く立ち上げてほしいというような要望も寄せられているところでございます。

いずれにいたしましても、私どもは教育活動のあり方の議論に一日も早く入ることによりまして、アクションプランの目指します4 R Sを中心とした学力向上等の定着に向け邁進したいと考えておるところでございます。説明会開催当初は、どちらかといいますと入り口論的な議論に終始しまして、なかなか教育の本論に入ることができなかつたわけですがけれども、

後半の方になりまして、協議会では教育的な議論も多くなり、かなり前進が見られたものと考えているところでございます。

こうしたことを踏まえ、本議案を9月議会に上程することといたしましたことをご理解いただき、ご審議のほど、よろしく願いする次第でございます。

また、今回は小学校の設置条例の一部を改正するという形をお願いしております。中学校につきましてですけれども、来年4月に小金中から新北中学校の方へ生徒を移動していただくような形になっております。その間というか、平成19年の4月までの間、小金中を改修しまして、平成19年4月には、新しい小金中へ移動していただく予定であります。よって、開校の見込みのない場合は廃校というような形をとることが自然でございますけれども、県当局とも相談いたしました結果、当該校の場合は19年4月に再度開校する予定でございますので、休校というような形を取らせていただきたいというふうに思っているところでございます。したがって、休校の場合は条例改正は不要との県の判断によりまして、今回は上程をいたしておりません。しかし、平成19年度の開校に向けて、18年度中には新松戸北中学校を廃校するための条例につきまして、その時点になりましたら議題といたしましてご提示させていただきたいと思っております。

委員長 今、事務局から説明がありましたように、今回、当該校の統廃合問題についての具体的な今までの経過を話していただきました。この問題、非常に各地域でもいろいろな問題事項について検討を重ねながら、事務局の説明に何とか我々としても理解をしていただきたいというふうなことで見守ってきた次第ですが、現状で100%理解が得られないという状況の中で、こういう提案をなされた。これについて一応我々の理解度というものを十分この場で示して、それで問題の解決に向けたいと思いますが、いろんなご意見、ございますでしょうけれども、総論なり各論なり何でも結構ですが、ご意見をまずお伺いをして、それで討論をしていきたいと思えます。

私の方から1つだけ、この提案理由について、統廃合のいわゆる適正規模、適正配置を確保するためというふうにあります。生徒数の減少であるとか、一番根本の問題だと思えますが、そういう問題を含めて、その統廃合、適正規模、適正配置のいわゆる定義づけといたしますか、一度確認をしておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

企画管理室長 適正規模、適正配置、これにつきましては、平成12年に、いろいろな角度から検討していただきました経過がございます。クラス数につきましては、おおむね24クラスぐらいまでが適正ではないだろうかというような方針も出ております。

それから適正な配置でございます。若干、今、教師につきましては、小学校については50年代前半、中学校につきましても60年代に入るか入らないあたりまでは、かなり子どもの数がふえておりまして、そのために小学校は年に2校、中学校につきましても年に1校という形で、もうとにかくあいている土地、あるいはお貸しいただけるような土地、あるいは売っていただけるような土地、こういったものを地主さんの協力によりまして、とにかく子供たちに支障のないようにという形で学校を建設してまいりました。そのために松戸市内61.33平方キロメートルの中に小学校では47校、中学校では21校という形で配置がされております。当然すぐ校門の前を歩いていくような形で隣の学校へ行くというような状況も出てきております。そのような意味から適正配置というものも考えなくてはならないのではなかろうかということで、その中では小学校についてはおおむね半径1キロぐらい、中学校についてはおおむね2キロ程度というようなことも書かれておるところでございます。

そういった両者を勘案し、そして人口推計をした上で、今回ご提案しました学校についての統廃合をしていただきたいというふうに考えたところでございます。

それでは、人口がどのような形でなってくるのかというのを、一部ご説明させていただきたいと思います。児童数の推計、人口推計は非常に難しい問題がございます。松戸市の人口推計、これは恐らく私の知っている限りでは昭和40年代初期については一次直線、あるいはうまくいってもせいぜい二次曲線程度で人口推計をしていたわけですけれども、昭和52年ごろですか、50年中頃にかけてまして、松戸市の総合計画という中で、やはり人口というものは計画の基盤となるものであって、それぞれの部署で勝手に人口推計したのでは、整合性がとれないという話もありまして、たしか私の知っている限りでは、都市計画課等々とも相談させていただきまして、人口推計の方式を松戸市で統一しようというようなことがございました。そんなことで、松戸市全体で一つの推計を出し、そして各課がそれを利用しようということになってきたわけです。今回の推計につきましても、総合計画の中で出しておりますコーホート法によりまして人口推計をさせていただいております。それと同時に、私ども実質的な形で推計をさせていただいたところでございます。

該当校につきまして申し上げます。古ヶ崎地区につきましては、平成16年5月1日現在ですけれども、子どもの数でいきますと両方合わせますと742人程度、それから学級数でいきますと23の学級がございました。来年度につきましては両校が合体します。そうしますと私どもの推計でいきますと750、学級数につきましては22学級ということになります。これを実質推計で伸ばしていきますと、平成20年には合わせまして大体720、学級数で21学級とい

う形になります。

根木内地区について申し上げます。現状はちょっと省略させていただきまして、17年度統合当初は816人、学級数24学級、20年には812人、24学級という形になろうかと思えます。

新松戸地区におきましては、在籍の児童数603人、学級数19、それから20年度におきましては531名、18というような学級数を推定しております。

中学校につきましては、統合によりまして750、学級数が20学級という形になりますが、中学校につきましては、17、18という形で、19年度以降は、また当該中の方へ戻ってくるといふことで、それを想定しましても、この17年度の数字はそうふえていかないというふうな形で推計をしているということでございます。

これによりまして、適正な規模で適正な配置ができるのではなからうかなということでも今回、行わせていただきました。

以上です。

委員長 今、具体的に数値が上がってきて説明があったわけですが、こうなりますと適正規模、適正配置を確保するという提案理由とすれば、そのほかの地域でも同じような状況がある場面があるかなという心配がありますが、当該の3カ所が著明に変化があるのかどうか、いかがですか。

企画管理室長 今申し上げた学校につきましては、適正な規模と適正な配置、この両者が一体となってきた地域でございます。当然、規模的にはやはり同じように児童・生徒数が少なくなっている学校もございます。しかし、適正な配置ということからしますと、適正規模、適正配置の両面から考えますと、この学校ということになると思えます。

教育長 現時点ではそのとおりですが、将来、人口動向等、あるいは社会環境等が変化していく時点で、それは再びその論議をするべきだといふふうに思います。当面は現状ではこの3つプラス中学校、この4地域を対象にしたと、そういうことですね。

委員長 それでは、各委員さんからご意見を伺います。いかがですか。

根守委員 適正規模及び適正配置を確保するというねらいから、恐らく統合、そして廃校ということになったと思えますけれども、かつては文科省の基準があって、先ほど来、説明があったように、学校をふやさなければいけなく、24学級以上になっているときもあったわけですね。

適正配置を確保するというようなことで、まだまだ課題があるかと思えますけれども、いつかはこの課題に直面し実施しなければいけない、計画的にやっていかなければいけない

時が来ると思っていました。一応この5カ年計画アクションプラン、これに沿って実施するというようなことについては、私は賛成でございます。どちらかといいますと、小規模校、大規模校それぞれの課題が、あろうかと思えますけれども、小規模校の難点、課題は、大規模校よりも大きい。学校現場から考えてみますと、非常に小規模校であるがゆえにマイナスの分野が大きく感じるわけです。今。

例えば物的環境だとか人的環境というようなことなどから考えても、特に物的環境など、大規模校であれば、それなりに多く予算化されるわけですが、小規模校であれば、予算は大規模校より少なくなるというような現実なわけでございます。これが経済面のことで、学校の管理、運営というようなことから考えますと、小規模校であるがゆえに、人的面でのマイナス分野があるというようなことが課題になるかと思えます。

人的なことから言わせていただきますと、教員数が小規模校であれば少ないわけです、基準からいって。ちゃんと児童数が各学年何名以上は何人の教員配置と、何学級にはというような基準が示されている。それはいいとして、学校運営上、校務分掌をつくる上にも、校務分掌というのは、学校運営組織ですね、現場では1人1役ですけれども、小規模校ですと1人何役も抱え込んで、本当に現場の先生方も大変だと思います。抱え込むということは、それだけ先生方の負担が大きくなるわけで、子どもたちに例えば学び方だとか、いろいろな研究というようなことを推進する上でも、非常に負担が大きくなってしまいます。

この間も水泳大会がありました。いろんな競技大会も今迄にあったわけですが、大規模校と小規模校、小規模校なるがゆえに、いつも同じびりから何番目とかというようなことで、優勝の喜び、感動というようなことを与えることができないということ、各学校の先生方から耳にしました。自分も現場にいたわけですが、現場でやってみた結果、やはり大人数であれば、自分がそういう場面にならなくても、友達がその場面にぶつかって、友達とともに感動できるというようなことを多く味わえると思います。児童が多くなれば目が届かない、そういうようなことはないと思うんですね。整いませんけれども、この廃校、統合というようなことに対しては私は賛成したいと思えます。

説明は、しないわけではなくて、きちんと教育委員会では説明もそれなりにしてくださっておりますので、ここにきて早く、学校現場がこういう騒ぎ事ではなくて、安心して子どもの教育に専念し、情熱を燃やしてほしいと思えます。

教育長 おさらいの意味で、事務局の方から、適正規模、適正配置を確保することによって、松戸市が目指している学校のあるべき姿、教育効果について意見を述べてください。

生涯学習本部参事監 今回の教育改革の一番の目的というのを、もう一度確認させていただきたいんですが、生涯にわたって学び続ける土台、自己学習力、そのようなものを育てていきたいということが一番の基本でございます。学び続ける土台で、マツドです。

それで、具体的にさらに申し上げますと、今のままでは抽象的でございますので、4 R S、社会性を含んだいわゆる読み、書きとか、つまりこれはいわゆるデータだけを指しているんじゃないありません。体育でも何でもそうなんですが、要は基礎基本を社会性も含んで徹底をしたいということから、子どもたちが生涯にわたって学び続ける土台となる、そんな学力になるだろうという、そういう見通しでございます。

そのためには、今現在、教育界、学校等が抱えている課題というのは非常にいろいろとあります。いじめ、その他いろいろとマスコミ等でも言われています。要はこの困難な状況を打開していくために、私どもの方が学校教育、特に学校経営につきましては、学校の裁量権をまず拡大をしたい。つまり学校自身が自分自身の目の前の子どもを伸ばしていくために、一律ではなく、それぞれ創意工夫できる幅を確保したいということが基本的な行政の考え方です。創意工夫ができるように、その状況に努めております。創意工夫をなささいと言っても、それはかけ声だけで終わりがちでございますので、1つは、例えば小規模校で基盤整備で申し上げますと、小規模校ですと学校が選択できる範囲が小さくなります。例えば今、小学校5、6先生なんかは、一昔前に比べますと非常に経営が難しいと言われていています。小学校1年生ですら、なかなか席に座れないとかということが言われています。そういうこと1つとりましても、今申し上げたように、課題を学校がやっていくためには、1つは、例えばですが小学校にも教科担任制を敷いてみたらどうかと。習熟をやってみたらどうかと、1年生については学級規模をもっと小さくしてみたらどうかとか、いろんな学校が解決、向上していくためにはオプションが必要になります。そのためには、今の時代の状況を考え、小規模校につきましては、ある一定数学校が対応できる、例えば今申し上げた教科担任でありますと、教科担任が小学校2年生ぐらいから、それぞれ自分の得意、不得意を含めて授業できるような環境を整えと。

そしてまた一番今回の教育改革の目玉でございますスタッフ派遣、議会等の賛同を得まして、今1億5,000万の予算をいただきながら人選を、まさに厳選をしながら、現在40名ほど派遣をさせていただいております。また9月につきましては、さらに同じく30人程度の派遣をさせていただきたいと思っておりますが、その方々を使って、さらに今申し上げた課題をどう解決するか、抜本から創意と工夫で、教育課程等を改善してやっていく、そこに支援をす

るということで、最初に申し上げた4つの基礎、社会性を含んだ4RSを決定して、本市に学んだ子どもたちがすべて、将来にわたって意欲的に学習できる、そんな環境をつくってまいりたいというのが今回の教育改革の趣旨でございます。ですので、小規模校そのものの是非ではなく、全体の流れの中で、子どもは大規模校を含めて問題点があることについては改善、改革をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ただいま参事監のお話、説明です。多くの校長先生だとか学校の先生も同じような意見を持っているというふうに考えてよろしいですか。

生涯学習本部参事監 それぞれの細かなことでは違うと思いますが、今申し上げたように、学校の裁量幅を確保するという事は、私は共通の認識であるだろうと思っています。もちろん具体的には校長の責任であります。

なお、スタッフ派遣等、これは教育界の長年の宿願でございます。ですから、そういう意味で、本当の意味で納税者の方々に、税金をそこへ投入してよかったというふうに思われる、それについての説明責任を学校が果たさなければいけないことは、まさに子ども責任であろうというふうに考えております。

以上です。

委員長 どうぞ。

瀧田委員 私ども昨年の10月、アクションプランが検討されてから10回にわたって、毎回いろいろ検討してきました。ただ、表に出たのは10月15日でしたけれども、その前から適正配置、適正規模の委員会が11年から始まって、それから教育改革懇話会も13年でしたか、ございましたし、そういう中で、さまざまな方向性というのは、今、ご説明があったようなことを土台として承っております。

それから、少子化というのが思わぬ勢いで進んでまいりましたし、そういう意味では、学校を子どもの減少に伴って、それからまた教育施設の有効利用、それから教育の活性化ですね、そういうことを考えますと、統廃合がやがて来るということは予測はしておりました。

当然、皆様も人数がピークのときに比べると、児童数は非常な激減でございますから、そういうことの認識はおありだと思いますが、やはり自分の周囲の学校が、自分と関係ある学校がというのはかなり反対の理由になっているような気がします。

ただ、やはり少なくとも中学に行きましたら同じ中学に行きますし、それから行動範囲というんですか、ある程度1キロ以内のことですから、全く文化が違う人たちとの統合でもあ

りませんし、やはりもう少しどんどんこれからの日本はグローバル化して、国際的な舞台に飛び出していくことも多い中で、やはりたった一つの小学校のところで、こんなにつまづいているのでは困ってしまうというふうに思います。学校に対しての愛情とか思いがあるとは思いますが、やはりそのところはもっと教育改革の真の目的のための一手段であるということで、そのさまざまな適正規模、適正配置の範囲内で3校が決まったと思います。

ただ、その3校については、やはりもっと悪くなるのではなくて、もっとよくなるような教育環境を整えてあげなくてはいけないのではないかなと思いますから、準備会の中でまた主張していただいて、そしてそれができるだけ児童の幸福につながるようなものであってほしいと、それは切に願っているわけです。

それから、余り長くこういう原点のことだけで、言い分だけがもう両極端になってしまいますと一歩進むことができなくて、そして現場のもちろん教員の先生、それから子どもたち、父兄の方は、何かどうしていいか方向性がかめないままで揺れているのも、非常にもう限界かなというふうに思います。果たして10回同じようなことで議論して、もっと今度は先のことじゃないの、もう少し具体的に進んだ、本当のやりたい教育改革の、そこに向かって進むべきではないのということをなかなか話し合えないという現状に多少歯がゆさを感じておりますので、この辺で方向性としては、もう決めていってもいいかなというふうに、私個人的には思っておりますし、もっと広い視野で教育を考えていただけることができないかなというふうに思っております。

委員長 關先生、よろしくお願いします。

關委員 私は今まで比較的わからないことを質問する形でずっと経緯してきました。その目的は、私は松戸市の一市民ですから、平均的な一市民として、このプランがどういうことを考えているか、それが市民、松戸市全体の教育改革にとっていいことか、あるいはどういうことかと市民の立場で考え聞いてきました。現在もそのつもりでいます。ですから、わからぬことはわからぬ、改革案について賛成のところは賛成と、はっきり意思表示をするつもりできました。

去年の10月15日からですから、1年ちょっと足りませんけれども、相当の経緯と時間を経てきました。この約1年間の中で、私の理解度がどのくらい増したかということ、これはちょっと心もとないんですね、それが正直な感想です。今お二人の委員は、積極的な賛成意見を述べられましたが、お二人とも長い間、この改革案について、あるいは計画について、かなり内容を熟知されておられるからだと思いますが、私は何せ青葉マークということでしたら

言ってきましたから、一からスタートという気持で、まだわからないことがいっぱいあります。

そういう視点で、きょうは余りくどく質問するつもりはありませんが、1つだけ事務局の皆さんに質問したい。

先ほどのご説明では、トータルすると100回ほどにわたる意見交換の場を持ってきたということでした。このご苦労は私も多とします。本当にご苦労さんでした。それにかかわった住民の皆さんも、そういう意味では大変なご苦労をされたと思っています。感謝しています。

私の単純な質問はこういうことです。我々が去年の10月15日、ここの場で決議したというか、承認しました三つのペーパーがありますが、その中の松戸市小・中学校教育資源有効活用、つまり適正規模、適正配置実施計画であります。これの11ページですが、その中に実施計画及び実施方法が明記されております。実施時期ももちろん書いてありますが、その実施方法でこういうふうに言っていることを我々は承認したわけです。読みます。

「全体計画については、教育委員会内のプロジェクト会議が作成します」とある。プロジェクト会議という言葉がここにあります。その次に「各校の詳細の計画及び実施については、関係校の校長、教員、保護者、教育委員会担当者などにより準備事務局を設置し、合意を得ていきます」、ここで最終的には合意を得ていきますという言葉があるんです。

そこでお聞きしたい。実施方法に当たっては合意を得ていきますという、この基本計画案を我々は承認したわけですが、事務局としては、保護者の皆さん、教育委員会担当者の皆さん、それぞれ合意を得たとお考えかどうか、この点についてお聞きしたい。

委員長 どうぞ。

企画管理室長 当然、学校、教員、保護者、地域の方々の合意を得てきたのかどうかというお話、またそういうふうな形で、アクションプランの方には適正規模、適正配置の中には入っているではないかというふうなことであります。

私どもといたしましては、合意を得るための努力をしてきたことは、先ほど申し上げたと思います。それでは、この合意という言葉なんですけれども、100%、全員が一致した場合に、それを合意というのかどうなのかというような、非常に難しい問題ではなからうかと思えます。私どもといたしましては、それが例えば30%なのか、あるいは80%なのか、このパーセンテージのことを、教育的な見地の中に入れることというのは非常に問題があるのではなからうかというふうに考えます。ですから、私どもが各学校、地域あるいは保護者の方々等、説明会に行きまして、また協議会で膝づめをさせていただきました。中には当然として

反対の地域もございます。そろって反対の地域もございます。しかし、そのほかの地域、学校につきまして、特にでございますけれども、先ほども申し上げましたように、統合されるのではなくて、される方の学校といたしましては、いつでも迎え入れられるような体制は整っている、もし4月にやるならば、早く立ち上げて、そして両者が一体となって子どもたちのために、あるいは学校を少しでもよくするために進めていこうじゃないかというような考え方を持っている保護者の方もおいでになることは事実でございます。

これからもまだ協議会がございます。廃止になったわけではございません。これからもそうした協議会を通しまして、我々といたしましては、1つでも2つでも我々の思っていること、考えていることをご理解していただけるような形で進めたいというふうに思っておるところでございます。

したがって、この合意を得ていきますということは、私としましては100%合意だということは考えられない、合意ということはある程度の皆さんに理解が得られたことをもって合意とすることも我々行政計画といたしましては、そういったこともまた必要ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

その意味で、先ほど100回程度の説明会をやらせていただきましたけれども、今後も鋭意合意を得るためといいますか、理解を求めていただくために努力させていただきたいと思えます。そういったことをご理解いただければと思えます。

委員長 今のお答えで……

瀧田委員 準備事務局ができてるのは、今、根木内……

(「1カ所です」の声あり)

瀧田委員 ですよ、準備事務局でその合意を見るというようなことになっていると思うんですけれども、まずそれを立ち上げていくということも大事な要素ではないかなと。

企画管理室長 それと同時に、私どもとしては、一番よろしいのは、やはりお互いが、2つが1つになりますので、お互いの学校の校長先生、教頭先生、教務主任の先生、そして市民の方々、またひいては、ある場合については地域の方々等のご協力も願わなくてはならない事項が出てこようかと思えます。そうしたことが一番よろしいわけでございますけれども、現段階では、もう片方だけ、片方だけというのは、A校とB校があった場合に、A校ではもうちょっと反対けれども、でもB校についてはいつでも受け入れますよと。そのためのもしあれだったら来てください。そして打ち合わせをしましょうというような話も私どもの方に、100%ではないですけれども、そういうお話も入っております。ですから、ある学校につき

ましては、1校だけでも準備事務局と称しているような、これは仮称ですけれども、称しているような学校もありますけれども、我々としましては、やはり両方の学校が一体となってやっていただくことが一番望ましいことだというふうに考えて、これからの努力はさせていただきます。

委員長 どうぞ。

教育長 ただいまのアクションプランに書かれている合意の件ですけれども、ここで言っている準備事務局において合意を得ていくという表現は、具体的な統合のための具体的な諸問題、諸課題を解決して、統合を前提とした協議検討をしていくという意味の合意を図っていくというものと解釈した方が、私は適切ではないかというふうに思います。

と申しますのは、今現在、該当校等の協議会等でお話し合いをしながら、共通している理解は、協議会である程度の賛否両論、これは尽きませんけれども、ある程度の方向性が見えたら、準備事務局を立ち上げて、そして具体的な諸課題について問題解決して、統合に進みましょうというところでありますので、準備事務局での合意というのは前提とした諸課題を解決するための合意形成というふうに解釈した方がよいのかなと、こう思っております。おおむねの合意形成というのは、その前段階である程度感触を得ていけばよろしいのかなと、そんな思いがしております。違いましたら、ご指摘ください。

關委員 言葉の解釈はいろいろできます。この実施計画の基本的な内容も確かに文脈から読み取らなければいけない。合意という言葉の定義そのものだけの理解、解釈では、確かに問題があります。全体の文脈の中から理解していくこと、これは私も賛成です。

そういう前提から考えますと、とにかくこの実施に当たっては、恐らくこの計画あるいは時期を議論した、そのいろんな委員会あるいは事務局の間でいろんな意見が出、意見交換を行い、あるいは案を模索し、ああでもないこうでもないという、そういう議論の中から、こういう文章になったんだと私は理解しています。

先ほど読みました各校の詳細な計画及び実施については、途中省略して、これは主語ですが、合意を得ていきますというふうに関係につなぐと。そうすると、詳細な計画や実施は合意を得ながらやっていきたいと思いますというのは、文脈からすれば、やっぱり当該校については、いろんな意見も出てくる、関係者からはやはりいろんな反対意見等も出てくるのが予想される。だから合意を得ながら進めていきたい、こういう趣旨だろうと私は理解しました。恐らくこの文章がまとめられるまでには、話し合いによる合意を基本とするとか、あるいは合意形成に努めるというふうな意見もあったんだろうと思います。それをまとめてこの文章

に、この字句にされたんだと私も推測しますから、そういう意味では、これはやっぱり民主主義の基本であろうと思います。

委員長は、以前のこの会議でも、最低限その理解を得たということを半数というふうな数字を出されました。私もそれに賛成です。それが民主主義だろうと思いますから。何も先ほど室長がおっしゃったように100%の同意というふうな、これは私も言うておりませんし考えてもいません。少なくとも大方の承認を得る、あるいは同意を得る、これが合意の中身であろうと思っていました。ですから事務局には直截に伺います。合意を得られたと判断されるかされないかということです。

企画管理室長 その辺でございますが、私の言葉足りずなのかもしれませんけれども申し上げます。根木内東小学校、根木内小学校につきましては、来年4月1日に向けて準備事務局ができたということは、これは合意を得たというふうな考え方になろうかなと思います。

それから新松戸北小学校、新松戸西小学校でございますけれども、新松戸西小学校の方につきましては、たしか保護者のアンケート調査をやった経過があると思います。これについては、かなりの方々が賛成というふうな形でなっておろうかなと。そういった意味からすると、半数以上の方が、この新松戸西小につきましては賛成だということですので、新松戸西小学校については私どもの方としては、一応合意を得たというふうに、先ほど50%、60%というお話がありましたけれども、その意味からはよろしいのではなからうかなというふうに思います。

次に、古ヶ崎南小学校、これは現在のところ全面的な反対でございます。これについての保護者の方々の、あるいは地域の方々のアンケートを見ましても、大半が反対だと、たしか一、二名の賛成の方はおいでになることと思いますけれども、ほとんど反対というふうになっております。古ヶ崎小学校につきましては、これはいつでも古ヶ崎小学校の方では南小学校を受け入れるような形、また来てくだされば、古ヶ崎小学校としても、いいところはどんどん古ヶ崎南小学校の方にお話をし、また南小学校の子どもたちが学校環境の中で、いい面で育ってきたという部分については、古ヶ崎小学校の方でも十分それを受け継いだ形で進めるというふうな形になっておりますので、そうしますと古ヶ崎小学校についても、一応の反対ではなくて賛成だというふうな形になろうかなというふうに思います。

そうしますと、6校ございますうちの新松戸北小、それから古ヶ崎南小の2校を残した4校につきましては、一応100%の合意ということではないですけれども、ある程度の合意は得たのではなからうかなと、そういう意味からしますと、総体からしますと、私どもとしては、

これからも反対をなさっている方々には十分なる説明はしていかななくてはならないと思えますけれども一応の合意はできたのではないかなという考え方も出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

委員長 ちょっと、間、私の方からお話をさせていただきます。

各委員さんから、それぞれ貴重なご意見が出ました。私もこの会議を重ねる都度、今お話が出たように、過半数の同意がぜひ得られたらという希望は今でも変わりません。根木内地区が非常に準備事務局などもできて、先行き4月に向けて準備が整いつつあるというお話があります。同じような方法、同じような説明を、多分事務局では各地域にしているのだらうと思いますが、そういう中で、1つでもそういうふうに前へ進んだ地域、または全然平行線でどうにもならないという場面の地域、それから全く反対であるという地域、そういうところが残ってしまう。それについて今、事務局からの今後の予定というか、そういう話はもう少し続けながら、何としてでももう少し前へ進めたいと。これは2月か3月でしたか、会議の中で、各地域の説明責任を果たすに自信があるかというふうに私質問したことがあるんですが、きっぱり自信がありますという答えが当時返ってきています。そういう中でもう懸命な努力をしながら、1つでも2つでも前向きな地域が出てきたということだらうと思いますが、先ほど来からお話が出ている実施計画案の中に、実施計画の項のところ、平成17年4月から各地域を段階的に実施するという記録がありますが、この意味はどうなんでしょうか。できたところから実施するという意味ですか。

教育長 これは準備事務局設立の話ではないんですか。

委員長 これはアクションプランの案ですね、だから案だから成案ではないのかなとは思いますが、教育資源有効活用の……、ということは準備ができたところから段階的に実施するというふうに解釈するのかどうか、ちょっとその辺が重要なことですので確認をしたいんですけれども。

企画管理室長 計画の戦略という項でくくってあるというふうに思います。教育資源の有効活用の計画案を公表しまして、学校、地域、住民に対する説明会だとか、計画の詳細の公表とか、準備会、また17年4月から各地域の段階的な実施というようなこと、これは全体といたしましては、このほかに多分、例えばこういうふうになると思います。

次のページをお開きいただきたいんですけれども、13ページ、高木地区の問題もここに入っております。それから金ヶ作小学校、金ヶ作中学校の小中一貫教育の設備等々、そのほか松戸地区におきますプランの方も入っております、次のページ、14ページには東部地区の話

も入っております。そういったような全体計画を、それぞれ各地域を段階的に実施していきたいというふうかと思えます。

教育長 冒頭、委員長がご質問されました適正規模、適正配置は、今回提案された4つの地域のみか、他にも同様な条件が整ったところは、それは取り組んでいくのかと、こういうご質問をされましたけれども、そういった意味で、第一次はこれである、将来、環境が変わって、あるいは予測どおりの方向にいくとか、そういう状況下に来れば、第二次も検討する、せざるを得ないというふうに申しました。そういう意味での段階的に実施していくという、こういう意味でとらえなければというふうに思います。

したがいまして、これは先のことを言いますと笑われますけれども、そういう状況下にある、あるいはなることが予想されたときには、私はまだ個人的見解ですけれども、第二次の適正規模、適正配置検討委員会を設置すべきだというふうに思います。第一次は瀧田委員がおっしゃっていました12年2月に答申が出された。それからその基本路線を我々は守って、この適正規模、適正配置計画を策定しました。ただし、当時と時代の変化が激しいですから、11年、12年に検討したものでさえ、既に2年、3年たちますと、軌道修正しなければならないような問題、課題も出てまいっております。そういう随時変化に応じた柔軟な対応をしていきたいというふうに思っていますけれども、私は冒頭申し上げた第二次の検討委員会を、そういう時期が来たならば設置して検討をすべきだというふうに考えております。

委員長 それに関しては、市の行政計画の中で、いろんな問題がありますが、そういうのは必ず一、二年すると見直しということがあります。この学校の統廃合問題は見直しできないんですよね。それだけに確かなものをここで作り上げていただきたいと、そういう感じがするわけです。

教育長 そういう意味で私は申し上げたのではございませんので、ころころとスタンダードを変える、ダブルスタンダード、トリプルスタンダードをつくっていこうということじゃございませんで、行政は一度やってしまいますと、もうこれは永久不変のものだと。何十年たっても見直さないという指摘、批判を受けてまいりました。やはり環境の変化によってころころ変わるということではなくて、基本的な課題を十分検討した上で、よいものは継続していくし、改善すべきものは改善していくということ、やっぱり軌道修正していくべきだと申し上げましたので、ここで第二次の検討委員会を設立すべき時期が来るというふうに思うと、個人的見解だということわりまして言いましたのは、もう一次は役に立たなくなるだろうから、二次を設置してスタンダードを変えていこうというような、ダブルスタンダードをやるような

どということを決して思っていないので、誤解なきよう、誤解をいただきましたら謝ります。

委員長 そういうことで、いろいろなご意見をいただきました。要するに最終的にはまだ準備に向けてのいろんな折衝だとか説明が続くそうではありますが、最終的にそれがいい方向に向かっていくのを願っておりますが、ここで追加発言ございましたら、どうぞ十分に。

副委員長 先ほどの合意については、まだちょっとしっくりしません。したがって、私はもうこれ以上、この議論はしません。

違うことを聞きたいと思います。教育委員会の事務局の皆さんの中に、ご子弟が当該する4つの学校ないしは3つの学校、あるいはそれに関係する学校におられる方もいるでしょうし、おられない方もおられると思います。私の場合は、今、子どもはもう大きくなっていますから中立ですが、そういう直接お子さんがかかわるような方が、客観的に判断された場合、こういう当該校の適正規模、適正配置を基準とする統廃合について、どういう感情をお持ちになるか、お考えを持つのか、客観的に見て、どういうふうにお考えになるかということと、主観的に見ると、どういうふうを感じるのか、両方あると思います。しかし、いずれにしても、こういう教育改革をやることによって、松戸市の教育改革が本当にいい方向に行くと思われておられるわけでしょうし、またそうでなければ、この改革の意味はない。

最近、実はこういう雑誌を送っていただいて、新米の私はなるべく読むようにしていますが、他の教育委員会等における改革、あるいは全国的な動き、これも少々参考にしつつ、松戸市の教育改革がどうあったらいいのかということも同時に考えてきました。

少子化に伴って全国的にそれぞれが悩んでいるはずですが、最近のこの会報「市町村教委」という時報には、東北のある市の教育改革について、「教育は1人1人を大切にする教育」、これをモットーにしている。そのために人と物と資金を提供するんだというふうに書いてあります。これにとっても影響を受けているんですが、とにかく学校はこれから活性化しなければいけない。活性化のキーワードは外部の力の活用だということです。つまりは地域住民とも関係するでしょうし、あるいはその地域の他の教育機関とも関係する。市民ボランティアなどの協力も必要だと。いつも主役が子どもであるという認識、これはとてもいい表現だと思いました。あるいは、教育はだれのためにあるかという論法もありました。教育はだれのためにあるかということは、ここでもいつも議論します。子どものためだといいますが、子どものためということとは、さて、具体的に言うと、中身はいろいろな見方があって、これはなかなか一言では言えない。

しかし、最近の中教審の地方分権時代における教育委員会制度のあり方についてという、この文部科学大臣の中教審に対する諮問事項、これを見ていると諮問事項は4つありました。その最後の4番目ですが、学校と教育委員会との関係及び学校の自主性、自律性の確立についてというのが諮問事項です。中身は、これは要約ですから簡単にしか書いてありませんが、今後さらに各学校がみずからの判断と責任で教育活動を展開し、保護者や地域住民の期待にこたえていくためには、各学校が教育活動について説明責任を果たすとともに、自ら継続的に改善していくシステムを構築する必要があると書いています。そのために何をしているかという、2つ言っています。1つは学校の自主性、自律性を高める観点から、学校と教育委員会の関係や学校評価のあり方について検討せよ。

2番目、校長のリーダーシップのもとで教職員が力を発揮しつつ一致協力し、組織的な学校運営を行うために、管理職への一層の適材確保とそれを支える校内体制の整備、教職員の意欲、資質の向上など、学校の組織及び運営のあり方についても検討せよと、そういう2つです。

この最初の項です。学校の自主性、自律性を高めるという観点、これが恐らく今後の地方分権化時代における大事な教育改革の中身になっていくということですね。

そうすると今回の我々の統廃合も、一方でここで統廃合と言いながら、他方で今読みましたように、学校の自主性、自律性ということも考えなければいけない。小規模、適正規模、適正配置ということで、学校の統廃合、我々は上から決める。しかし、他方では学校の自律性、自主性を尊重せよと、これはちょっと極端に言えば矛盾なんです。私の悩んでいるのはその点です。果たして統廃合の結果、こういった意味で、学校の自律性、自主性が今後活性化とともに尊重されることになるのか、あるいは地域住民の協力を得られることになるのか、そういう大局的な視点ということも、我々はここで議論しておかなければいけない。今までのプランでは、恐らくそういうことは議論したと思いますけれども、新たにこういったこともどんどん出てきているわけです。それがやはり我々の最終的な結論には大事な視点かなと思いました。

以上です。

生涯学習本部参事監 今、關先生、おっしゃられたことなんですが、私が先ほど申し上げたことは、まさに学校の自主性、自律性を高めたい、そのためには、人、物、金が必要だろうと。人、物、金等について、ある程度基盤整備をしなければいけない。その基盤整備がまさに、小規模校を、もう少し校長が裁量をしたり自律性が発揮できる、それだけの規模を確保した

いということなので、学校の統廃合そのものまですべて、学校長の経営、いわゆる経営しやすくするためにあるのだということなので、そういう意味で、ご説明申し上げたというふうにご理解願うとありがたいと思います。

以上です。

学務課長 今、關先生のお話の中で、学校長はいろいろ自主性を発揮して、それから教員の研修というか、育てていくというようなこと、こちらは人事を担当しているところでございますが、資格を持って試験に受かって採用になってくると、やはり経験というものは非常に大事で、日々の研修が大事だと思います。

これからは、新任教員が松戸でも大量に入って来る時代を迎えまして、学年1学級か2学級かというのは、教員を育てるのに大変大きな……、2人で組んで毎日の教材研究、これはどうするのか、あるいは保護者からこういう相談を受けた。それについてはどう対応していくか、これが2人で組んでいるか1人で組んでいるか、地方のもう物理的に通学距離から1学級でもやむを得ないという、そういうようなところでは、また違う方法を考えていかなければならないのかなというような、松戸は学校密集地といえますか、面積の割に学校数が千葉県で2番目です。1番は浦安市です。2番目が松戸なんです。千葉県で三十いくつ市がある中で、柏とか船橋、千葉市よりずっと多いんです。単純に割りましたら、大体通学距離が1.2キロ四方ぐらいの面積が松戸の小学校の学区です。そういう環境の中で、1学級の学校というのが果たしてそれでいいのかと。その学校には新採用は入れられなくなります。あるいは研修等、出張等はどの学校でも同じようにやっている、体育祭等でも。そういう中では、ある程度人がいるということは自習を少なくすることも当然できますし、いろんな工夫をしながら、学校が行事やなんか等、独自性を発揮しながらできることが最低条件であると、そういうふうに思います。ですから、そういった面で適正規模というのを確保していくということは、校長にとっては大変やりやすいことだというふうに考えます。

委員長 どうぞ。

教育長 では、私から最後の關先生のご指摘の文部科学省が諮問した教育の地方分権に関する件について、ちょっとだけお答えといえますか、意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

まず冒頭に、文部科学省から、そういう地方分権に関する諮問をした、何回もしているでしょうけれども、学校と教委の関係についての分権化というようなことが基本テーマになっているようですけれども、私は遅きに失しているなというふうに思います。もっともっと早

くからこういうものを諮問して、どんどん方針を出すべきだというふうに思います。私の記憶では、もう四、五年前ですか、地方分権推進委員会の西尾さんでしたか、分権推進委員会の報告書の冒頭にこのように書いております。教育は中央集権が最後の最後までこの日本に残った官庁である。僕が言っているんじゃないから。したがって、その長い間の明治以来の中央集権構造の結果、各、全国にある学校は、みずからの学校の教育課題、地域の教育課題、教育ニーズを的確にとらまえて、学校経営に反映させるよりも、都道府県、中央省庁という縦の構造に目が行く体質を構造的に持っている。先生方が大勢いるところで恐縮ですけども、いろいろ反論はあろうかと思いますが、こういうふうにっております。

したがって、地方分権を推進して、地方の教育委員会が自主的、自立的に機能する、ということは学校が自主的、自律的に機能して、地域の教育ニーズ、学校の教育課題にこたえていこうとする姿勢を確立するためにも一層の地方分権が必要であると、このように、もう四、五年前の話でございます。それはご紹介させていただきたいなというふうに思います。

分権推進会議とか、いろんな規制改革会議とか、いろんなところの提言、提案を受けた中で、文科省も教育の分権化ということに非常に力を入れてまいりまして、その中心的テーマになるのは、やはりしっかり地方教育委員会が自主性、自立性を発揮してほしい。そして学校が行政の言いなりになるんじゃない、自主的、自律的に校長のリーダーシップのもと、責任ある学校経営をなさよということの最終的な答申であらうというふうに思います。私ももそういった全体の流れは十分意識しておりまして、松戸市の教育改革アクションプランの冒頭にもございますけれども、集権よりも分権、分権と自立ということをキーワードにしていこうじゃないかという確認をしておりますので、後日、ごらんいただければというふうに思います。

その上に立って、今回の教育改革のメインテーマ「子どもいきいきアシストプラン」についても、校長の裁量権の拡大も企図しております。卵か鶏か、卵が先かという議論にもなりますが……。権限、裁量権を付与しないにおいて自主性、自律性を発揮しろといっても、これは無理であるというのが一方にございます。でも、地方の教委や学校に裁量権、権限を与え過ぎると、勝手なことをするんじゃないかという国の温かいご配慮もありまして、それが常に鶏と卵の関係だと言われてきたんですけれども、だんだんやっぱり分権化が進められておりますので、松戸市では、このいきいきアシストプラン、この教育改革のメインテーマであります大きな計画の柱でありますこの事業、施策の運用に当たっては、まず校長の裁量権を

今よりも一層拡大して、そしてその範囲の中で責任もとっていただきたい。そしてその結果をしっかりと評価して、保護者や地域の住民にその成果を問う、説明責任を果たしてほしい、そして学校が本当に地域の教育ニーズにこたえられるような学校になってほしいというのが最終のねらいとして、この事業を展開していこうとしていることは、先ほど申したとおりでございます。

最後に、校長の裁量権と統廃合は、行政による中央集権だとおっしゃられますと、私どもはもう何も言いようがございません。法律家の先生でございますから、釈迦に説法でございますけれども、学校設置権と統廃合の権限と校長の裁量権が同一のテーブルにのるというふうには、私どもはいまだ未熟ですので、解釈いたしておりませんので、よろしくご容赦のほどをお願いいたしたいと思います。

委員長 今のお話、教育長としてのお話として理解していいんですね。

教育長 結構でございます。俗に言う、私なんか二足のわらじを履いている立場なので非常に言いづらいんですけども……

委員長 大方の意見が出そろうたと思います。最終的に結論づけをしなくてはいけないということですが、まだ追加がありましたら、どうぞ、いいですか。

瀧田委員 9月の議会にこれが出されるとして、果たして17年度の3月末日の段階で本当に子どもたちは、特に6年生なんかが最後の年ですので、その辺が上手に、何というか、学校生活がやっつけられる準備が教育委員会の方でできるかどうかというのが、ちょっと私は、もう少し早く本当は、でも内々準備が進んでいるんでしたらよろしいのですが、そこはちょっと、懸念するところでございます。

企画管理室長 確かに来年の3月末、4月からでございます。正直申し上げまして、もうこれ以上延ばすということではできません。学校はやはり常に安全というものを考えます。子どもの教育の安全とか、いろんな安全という意味で考えますので、学校としては、そういうふうになった場合ということをお互いの学校で連絡をとり合い、そして来年4月に支障がないようにということで、学校同士ではやっていることは事実でございます。

ですから、これから市民の方々が入っていただいて、目につかれたことはまたご指摘していただければ、よりよい方向になるんじゃないかなというふうに思います。

瀧田委員 学校同士といっても、やはり現場だけでというわけじゃないですから、やっぱり、教育委員会で相当多大なお力を出さなきゃならないと、それを期待しております。

企画管理室長 現在、各該当学校に2人から3人のスタッフを専任に決めておりまして、これ

からも鋭意努力をして遺漏のないように進めてまいります。

委員長 それでは、一応議案43号、採決の段階にまいりましたが、そういう手順をとってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第43号を採決をいたします。

議案第43号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。挙手をお願いをいたします。

(挙手4名、非挙手1名)

委員長 では、賛成をいただいたものというふうに決定をいたします。

議案第43号は原案どおり決定いたしました。

議案第44号

委員長 続いて、議案第44号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題といたします。どうぞご説明ください。

学務課長 議案第44号「松戸市学区審議会に対する諮問について」、松戸市学区審議会に対し、別紙のとおり諮問する。

平成16年8月5日提出。

提案理由、学校の統合を踏まえ、対象校の通学区域を見直すため。

統合を踏まえということは、今、審議いただいた小学校、それから休校する中学校も踏まえております。

次を開いていただきます。

諮問事項、松戸市学区審議会に対し、松戸市立根木内東小学校、松戸市立新松戸北小学校及び松戸市立古ヶ崎南小学校の廃止並びに松戸市立小金中学校の休校に伴う学区変更について、別紙のとおり諮問する。

松戸市教育委員会。

具体的な諮問する内容ですが、次に書かれております。読ませていただきます。

松戸市立根木内小学校、松戸市立古ヶ崎小学校、松戸市立根木内東小学校、松戸市立新松戸北小学校、松戸市立古ヶ崎南小学校、松戸市立新松戸西小学校、松戸市立小金中学校及び松戸市立新松戸北中学校の学区変更について。

(1) 松戸市立根木内小学校及び松戸市立根木内東小学校の学区について。

松戸市立根木内東小学校の学区を松戸市立根木内小学校の学区に変更する。

(2) 松戸市立古ヶ崎小学校及び松戸市立古ヶ崎南小学校の学区について。

松戸市立古ヶ崎南小学校の学区を松戸市立古ヶ崎小学校の学区に変更する。

(3) 松戸市立新松戸北小学校及び松戸市立新松戸西小学校の学区について。

松戸市立新松戸北小学校の学区を松戸市立松戸西小学校の学区に変更する。

松戸市立新松戸西小学校に知的障害学級を設置し、その通学区域は松戸市立横須賀小学校、松戸市立新松戸南小学校及び松戸市立新松戸西小学校とする。

松戸市立新松戸西小学校に言語障害学級を設置し、その通学区域は松戸市立馬橋小学校、松戸市立旭町小学校、松戸市立馬橋北小学校、松戸市立横須賀小学校、松戸市立新松戸南小学校及び松戸市立新松戸西小学校とする。

(4) 松戸市立小金中学校及び松戸市立新松戸北中学校の学区について。

松戸市立小金中学校の学区を松戸市立新松戸北中学校の学区に変更する。

松戸市立新松戸北中小学校に知的障害学級を設置し、その通学区域は松戸市立小金南中学校、松戸市立新松戸南中学校、松戸市立新松戸北中学校、松戸市立旭町中学校及び松戸市立小金北中学校とする。

2 変更時期及び学年について

変更となる学校に在学する児童・生徒について、平成17年度よりすべての学年を対象とする。

こういう内容で学区審議会に諮問いたしまして、9月の議会の動きを見ながら、条例が議会の決定をうけて、並行しながら進めていきまして、それで教育委員会に答申をいただくように考えております。

また、ちょっと説明させていただきますと、学区については、それぞれ書いてあるんですが、知的障害学級とか言語学級については学校名が出てくるんですが、普通学級につきましては、それぞれの学校についての地番、住所で学区を決めてあり、例えば知的学級、中部小学校にあるんですが、中部小学校の知的学級というのは、住所で決めているのではなくて、その隣接している中部小学校、それから例えば南部小学校、あるいは北部小学校、あるいは松ヶ丘小学校、その隣接の小学校幾つかを一つの学区にしているということで、それぞれの小金中学校の知的障害学級を北中学校に動かすときも、学区として中学校の名前が幾つか出てくるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 以上のように44号につきまして説明がございました。

こういう統廃合に伴う学区の変更によって、学区審議会の方へ諮問する案でございます。

質問ございませんか。

これも十分審議会の方で討論をしていただきたいと思います。

瀧田委員 この学区審議会に、このことを諮問するということですが、これを検討する審議会というのは、いつごろ開かれる予定というのは、もう決まっていますか。

学務課長 9月議会の様子を見なきゃなりませんので、ただ9月議会が終わってからスタートするのでは、ちょっと遅くなるかなと。学区が決まって入学通知を発行するということが最終的に大事になってくるものですから、余り遅くなってもいけないかなと。ですから9月議会が始まる場所に、まず第1回は持って、今までの経過の説明等をしながら、それでこの諮問事項を説明して、何回か開催する。そして答申をいただく方向に持っていけるように努力していきたいと、そういうふうに考えております。

瀧田委員 十分に検討の時間をとっていただきたいと思います。

關委員 2点ほど質問させてください。

この改正と関係すると思うんですが、1つは学校選択制は、これは中学校も同じでしたっけ。そうするとこういうふうに学区を決めて、その中で中学校が幾つかある場合の選択制は、子どもたちにあるわけですね。これと選択制とは矛盾しないですか。

学務課長 当然学区がまた変わりますので、選択制につきましては隣接程度の歩いて通える範囲となります。ですから選択できる範囲は逆に広くなるということです。そういうふうに考えてございます。

關委員 2点というのは、1つはこういう学区を決めるということは、これはちゃんと法令上の原則だと思っていますのでそれはいいんですが、1つは、松戸市の小学校・中学校通学区に関する規程の第2条で、入学する学校の指定に関する規則はこうだと明言して、それに基づいて今変更しているわけですね。これと選択制を採用したときの、その根拠条文は、これと矛盾するのかわからないのか、この規程をいただいたときに、ちょっとその関連性がわからなかったんですが、これは関係ないんですか。学区をこういうふうに規定しましたよね、選択制はこの枠の中に入っていますか。

委員長 どうぞ。

学務課長 多分このことではないかと、推測でちょっとお話ししまして、もし違っていたらご

指摘いただきたいと思いますが、学区を規定している中に、選択制について触れていないということがあるのかなと思うんですが、まず大前提に、学区はやはり規定していかなければならないかなと。学区が変更して新しく決まって初めて、申し立ても選択制も出てくるだろうと、そういうふうに考えております。

規則の方には具体的にうたっていないんですが、この場合、学校教育法施行規則が改正されて、それを私ども教育委員会で解釈してみたときに、これは申し立てと違う新しいルートがあれによってできた、それが選択制というふうに考えさせていただいたと。それは理屈と申しますとこれは不公平だとかそういう声も実際議会の中でもいただきました。教育委員会としましては、新しいルートが学校教育の施行規則ができたことによって、それを説明してきちんとやりなさいと。弾力的に扱う中で、やるときはちゃんと説明してやりなさいと。それでアクションプランの中に入れまして、教育委員会議でも10月に、そういう中で説明して、これは新しい方法、そして二本立てでいこうというふうに考えられています。矛盾するとか、そういうことよりもまず公平ということを考える、公平というのは平等とは違います。比例という考え方が必要、平等が必要だと。

關委員 それはいいんです、そのところはいいんですが、ただ、法令上はそういうふうに解釈は広がった。したがって、選択制もいいよとなる。そうした場合に、我々の持っている松戸市の規定では、その学区をこういうふうに指定するとなっているわけだから、法令上はいいとしても、我々規則上は、やっぱり学区指定というのが原則であります。そのところは矛盾がないかという質問です。

学務課長 こちらとしては矛盾しないというふうに考えていたんですが、そういう意見もございいますので、これは規則の中に明記した方がいいのかなと、選択制をまた始める前に、これはこの規則として提案をしていって、かえってそちらの方が、今の二本立てではっきりいくんだということをしめるためにも、そういうことをしていた方がよかったのかなという、そういった面も……

關委員 第1条では「児童・生徒の通学する区域については、この規程の定めるところによる」とあって、第2条があるわけですから、原則からいえば、やっぱり学区制が原則で、選択制という根拠は条文上はここからは出てこないでしょう、そういう趣旨です。

学務課長 当然それには選択制ということは入っております。それは出てきております。

關委員 だから法令違反ではないけれども、我々の規定に反するというおそれがあると思っています……

学校教育担当部長 平成15年3月に施行令が改正になっているんですね。そして国の方で、こういう時代であるから学区の件についてはもっと弾力的にこなさい、というのを受けているんです。それについては公表しなさいということになりまして、この教育改革に伴って、選択制については、そのようにさせてもらっているのであります。

ただ、松戸市の規則について、じゃ、それをさらに選択制について明記しろということであれば、これはまた検討の対象となると思います。

關委員 つまり大きな法律ではここまでいいですよと言っているけれども、この松戸市では、この枠でやりますという規則を持っているわけです。その松戸市の規定ではこうだから、その松戸市が決めた規定の中で動くというのは普通のコンプライアンスですね。したがって、法律には違反しないけれども、我々の持っている規則とはちょっと違いますね、そのところをどうお考えになっているのか。この選択制を採用するときに、この規定のところをどういうふうに議論されたのか、それを伺っているわけです。

教育長 ご趣旨はよくわかりました。両方の言い分はわかりました。

委員長 よろしいですか。十分それで整備をするということですか。

それでは、議案第44号の学区審議会へ諮問することを採決いたします。

議案第44号について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

本日の議題は以上でございます。

私から一言、お願いがございます。

議案第43号について、市議会の方に提案するという段階になりましたら、ぜひ、その議案説明の中で、本日のこの教育委員会会議の雰囲気をも十分に反映していただきたいと。いろんな質疑、長時間にわたって行いましたので、その辺の意見を十分わかるように説明をしていただきたいということをお願いいたします。

その他

委員長 それでは、本日の教育委員会、これで議題を終わりますが、その他は日程だけですか。

(「日程だけです」の声あり)

企画管理室長 平成16年9月の定例会でございますが、9月につきましては、先ほど来出ていますとおり市議会がございます。変則となって恐縮ですけれども、9月27日、月曜日、午後2時からこちら5階の会議室ではいかがでございますでしょうか。

委員長 次回、9月の定例会、9月27日、月曜日、2時から本会議室でということでございます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

確認いたします。9月27日、月曜日、午後2時から当5階会議室にて開催をいたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成16年8月定例教育委員会会議を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時11分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員